

次世代育成支援対策推進法に係る行動計画の実施について

平成29年4月3日

一般財団法人知的財産研究教育財団

目標1 育児している職員が短時間勤務で働ける子供の年齢を引き上げる

上記行動計画の目標を達成するための取り組みとして、当財団は、平成29年1月1日付けで育児している職員が短時間勤務で働ける子供の年齢を小学3年生まで引き上げました。

当財団は、この取り組みにより、子育て中の職員がより子育ての時間を確保できるようになり、仕事と子育ての両立の一助となるものと期待しています。

目標2 有給休暇の取得の促進のための措置を実施する

上記行動計画の目標を達成するための取り組みとして、当財団は、平成29年4月1日付けで職員が、毎月、有給休暇の取得計画を策定することを奨励する等の有給休暇取得促進策を定め、職員に周知しました。加えて、可能な部門については、担当職員が休暇を取得したときにその業務を補佐する職員を予め定めておく措置を実施しました。

当財団は、この取り組みにより、職員がより有給休暇を取得できるようになるものと期待しています。